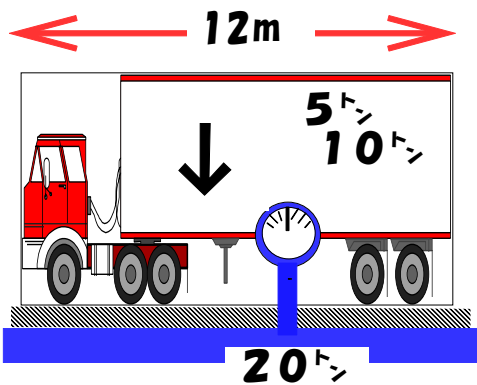


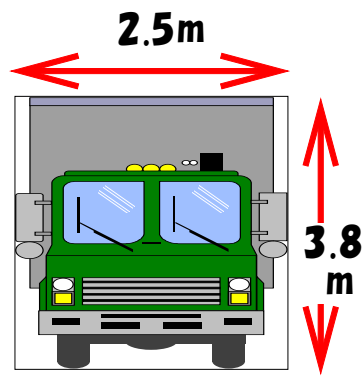
特殊車両取り締まり！！



先月8月30日、
 呉国道出張所前で警
 察と共同で特殊車両
 の取り締まりが行わ
 れました。年に4回
 ほど行われている取
 り締まりです。下記
 に該当する特殊車両
 を通行させるには、
 道路管理者に届け出
 て、許可を受けなけ
 ればなければなりま
 せん。(道路法47
 条の2) 許可を受け
 ないで通行すると道
 路施設破損や重大事
 故の恐れがあり、こ
 のような場合、運転
 手・事業主には罰則
 が科せられます。



- 特殊車両の許可が必要な場合**
- * 車両の重さ総重量 20t
 軸重 10t・輪荷重 5t
 - * 車両の幅 2.5m・高さ 3.8m
 - * 車両の長さ 12m
 - * 最小回転半径(車両の最外側のわだち
 について) 12m する場合
 一つでも超える場合



道路占用許可とは

道路に突き出して看板や、
 日よけ等を設置し、道路を
 使用しようとする時は、
 道路管理者に道路占用許
 可申請書を提出し許可を受
 けなければなりません。

(道路法32条)

道路の路面に直接置く
ものは許可できません

- 自動販売機
- 置看板
- 立看板
- 商品台

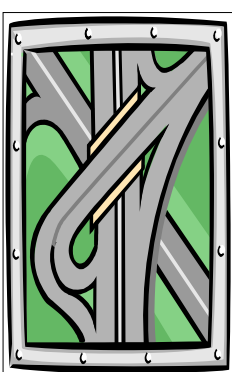
道路を占用する場合の手続き

申請は出張所で受け付けます。
 道路を占用使用とする場合は、あ
 らかじめ、出張所に相談してくだ
 さい。
 占用の許可を得た方は占用料を納
 めてください。(道路法39条)

広島国道工事事務所
 管理第一課 まで。
 広島市南区東雲2丁目
 13番28号
 082(281)4131
 一代表

特殊車両の届け出

呉国道出張所の管理係の
 仕事の一つに**道路占用業**
 務があります。「道路」と
 は、本来一般交通のための
 施設であり、道路内には交
 通に不要なものは何も無い
 ことが理想です。しかし、
 道路が一般公衆の交通手段
 の役割をになっている以上、
 道路を中心としての生活圏
 が形成されるために道路を
 本来的な通行以外に生活の
 場として利用する関係が生
 まれます。そこで、道路法
 では、道路管理者の許可を
 受けて道路敷地内に物件
 (これを「**占用物件**」と
 いいます)を設け、継続し
 て道路を使用することが出
 来ることとしています。こ
 れを「**占用許可**」とい
 います。道路占用は、どの様
 な場合でも許可されるわけ
 ではなく、**占用物件を設置**



《予告》
 11月18日～24日の
 「くらしと土木の週間」に
 ちなんで休山トンネルでイ
 ベントを予定しています。

お願い!!!!
 道路上では、立て看板や荷物、土砂
 をおいて作業場としてないくださ
 い。また自転車やバイク、自動車を
 歩道、道路上に駐停車しないでくだ
 さい。ご協力をお願いします。

するにあたって道路の敷地外
 に余地がなく、かつ占用物件
 の種類、設置位置等が法律等
 で定められているものに限
 り許可されます。